

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科の教育及び研究への協力  
に関する覚書

鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「甲」という。）と財団法人日本きのこセンター菌蕈研究所（以下「乙」という。）は、平成11年3月30日付けで締結された協定書に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

1. 乙は、乙の研究者の中から客員教員候補予定者を推薦し、甲は資格審査を行うものとする。
2. 甲は、資格審査の結果を乙に報告し、名簿を作成するものとする。
3. 客員教員は、甲の管理・運営に関する次の事項を除き、甲の定めるところにより研究科委員会の構成員となるものとする。
  - (1) 教員の人事に関する事項
  - (2) 予算に関する事項
4. 客員教員には、予算の範囲内で研究費及び旅費が配分されるものとする。
5. 前項の経費の執行は、甲が行う。
6. 客員教員が乙において学生の研究指導を行う場合の施設・設備の使用料及び光熱水料は無償とし、消耗品等については、必要に応じて甲が予算の範囲内で購入し、乙に提供するものとする。
7. 甲は、乙において研究指導を受ける学生に対し、学生教育研究災害傷害保険に加入させるものとする。
8. この覚書は、必要に応じて甲と乙の協議により変更することができるものとする。

この覚書は、2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

平成11年3月30日

(甲) 鳥取市湖山町南4丁目101番地

鳥取大学大学院連合農学研究科

研究科長 小笠原 隆 三 

(乙) 鳥取市古郡家211番地

財団法人 日本きのこセンター

菌蕈研究所

所 長 平 塚 保 之 